

## ■基本計画

### 第7章 健全な財政経営

## 第7章 健全な財政経営

---

新しい川本町のまちづくりを進めていくためにも、健全な財政運営は不可欠なものです。

今回の総合計画の策定にあたり、基本構想のフレームでも「安心安全なまちづくり」「情報発信の充実」「未来を担う人づくり」「自然との共生」「健全な行財政運営」の5項目を、施策実施に必要な共通の視点として位置づけ、策定作業を行ってきました。

本町の場合、自主財源に乏しく弾力性に乏しい財政構造であるため、行財政運営の健全性については十分に配慮しながら施策を進めていく必要があります。

歳入は、大きく「自主財源」と「依存財源」にわけることができます。自主財源は、町が自主的に収入することができる財源のことで、町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料などがあり歳入全体の2割を下回っています。またこのうち町税は全体の1割程度となっています。一方、依存財源は、国や県の意思によって定められた額を交付される財源のことで、国・県支出金や地方債などがあり、構成比は8割強です。またその大部分を占める地方交付税は全体の5割を超過し、中山間地域特有の大都市圏から遠いといった地理的な制約などから税源に乏しく交付税や国県補助金等への依存度が極めて高くなっている現状にあります。自主財源が多いほど、行政活動の自主性と安定性を確保できることから、これら割合から川本町が厳しい財政運営を強いられていることが現れています。

歳出は、その性質に応じて分類した性質別経費のうち、人件費、扶助費、公債費を義務的経費といいます。義務的経費は、経常的に歳出が義務づけられ、あるいは任意に削減することができない経費であり、この割合が高くなると、財政構造の硬直化を招くおそれがあります。川本町は、歳出に占めるこの義務的経費の割合は類似団体と比較しても高い比率とはなっていません。しかし、消防、病院、ごみ及びし尿処理などを近隣自治体と共同で広域運営を行っているため、その運営負担金が大きな比率を占めています。反面、普通建設事業など、支出が社会資本形成に向けられる投資的経費の割合が低くなっており、弾力性に乏しい財政構造になっています。

財政指標から川本町を見てみると、まず公債費による財政負担の度合いを判断する指標である実質公債費比率は平成23年度決算においては18.3%と警戒エリア(18%以上25%未満)にあります。しかし今後は平成25年度に郡内自治体で取り組んだ広域一般廃棄物処理施設の建設償還負担金のほとんどが終了するため、平成25年度以降は安全圏の18%未満に収まり続ける予定です。また地方債など自治体が将来に負担すべき債務(公営企業や事務組合等含む)がその自治体の財政規模の何倍あるかを示した将来負担比率は平成23年度決算においては50.1%であり、財政の危険状態(イエローカード「注意」)を示す基準値『早期健全

化基準』を大きく下回り今後も安全圏を維持し上昇する見通しはありません。

一方、自治体財政の硬直性をはかる主要な指標である経常収支比率については平成 23 年度決算においては 94.8%となり危険エリア(90%以上)にあります。この状態は最近 10 年間続いており、慢性的に財政が硬直化しているところです。

直近の中期財政計画では平成 28 年度以降は毎年 1 億円の財源不足が見込まれるところです。これは町税等の自主財源に乏しく、地方交付税や国県補助金等に依存している財政構造が国の地方交付税が先細りしてくるとの予測に基づくものです。

「入るを量りて出ずるを為す」これが財政の基本であるといわれています。川本町においては「入るを量る」のは限界があり、おのずと方向は「出ずるを為す」方向に向かわざるを得ません。平成 22 年度に第 3 次行財政改革大綱が策定され、この基本方針に基づき事務事業評価をはじめ限られた財源の有効活用の仕組み作りなどを強く押し進めることで、新しい施策構築(ビルド)のための財源捻出の手段としての歳出カット(スクラップ)が急務です。